

第6条（紹介手数料の返還）

採用決定者の自己都合により次に設定された期間内で退職した場合には、乙は甲に対し、次の基準で紹介手数料を採用決定者の退職日の属する月の翌月末日（銀行の非営業日の場合は前営業日）までに、消費税及び地方消費税を加算の上、甲指定の銀行口座に振込により返還するものとする。その際の振込手数料は乙が負担するものとする。但し、甲の都合による退職、採用決定者の死亡・病気など不測の事態による退職、甲の採用決定者に対する処遇及びその他の労働条件が採用決定時の労働契約内容と著しく異なることに起因する退職及び業務委託契約案件、顧問契約案件については、この限りではない。

- ・入社後1ヶ月未満：紹介手数料の80%（税別）を返還
- ・入社後1ヶ月以上、3ヶ月未満：紹介手数料の30%（税別）を返還